

広島県建設労働組合の組合員を対象とした

建築物石綿含有建材調査者講習

大気汚染防止法の改正により、建物の解体・改修工事時の石綿飛散防止対策が強化されました。令和5年10月1日以降、調査者の資格を取得した者による事前調査が義務付けられることを受け、調査者資格を取得するための講習を、(一財)日本環境衛生センターの協力を得て開催します。

非常に人気が高く、一般の開催では予約が難しい講習になります。是非、この機会をご活用下さい。

【申込方法について】

令和4年11月20日(月)までに、広島県建設労働組合ホームページ内の仮申込フォームより申し込まれるか、別紙の仮申込書に記入の上、県本部へFAXにて申込んで下さい。

詳細は、別添②の申込チャートをご参照下さい。

なお、定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。

※受講料の納入につきましては、書類審査終了後にご案内いたします。

- 1.主催 (一社)日本環境衛生センター (共催:全国建設労働組合総連合・広島県建設労働組合)
- 2.日時 令和5年1月8日(日)・9日(月祝)【2日間】 (注1)
1日目(講習) 受付9時～ 講習時間9時30分～18時(予定)
2日目(講習・試験) 受付9時～ 講習時間9時30分～18時(予定)
- 3.会場 ワークピア広島 広島市南区金屋町1-17
- 4.定員 50名(申込順) (注2)
- 5.申込期間 令和4年10月18日から令和4年~~11月20日~~12月9日
- 6.受講資格 申込時点で広島県建設労働組合の組合員かつ別添①の受講資格を満たす方
- 7.受講料 52,000円(テキスト代・税込)
- 8.内容 動画視聴及び講師による講義(座学)、試験
- 9.取得資格 一般建築物石綿含有建材調査者 (注3)

注1 2日間全てに参加していただきます

注2 次頁の受講資格を満たす必要があります

注3 試験(マークシート方式)に合格する必要があります

別添① 主な受講資格 (下表のいずれかの条件を満たす必要があります)

| 学歴等 | 実務経験年数 |
|--|------------------------------|
| 1. 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の建築に関する 実務経験年数：2年以上 |
| 2. 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者） | 卒業後の建築に関する 実務経験年数：3年以上 |
| 3. 「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の建築に関する 実務経験年数：4年以上 |
| 4. 学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の建築に関する 実務経験年数：7年以上 |
| 5. 「1～4」に該当しない者（学歴不問） | 建築に関する 実務経験年数：11年以上 |
| 6. 建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者 | 実務経験年数：2年以上 |
| 7. 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者 | 石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：5年以上 |
| 8. 8-a 石綿作業主任者技能講習を修了した者（実務経験年数不問） | |
| 9. 産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者 | |
| 10. 労働基準監督官として従事した経験を有する者 | 従事経験年数：2年以上 |

※この講習は広島県建労働組合の組合員専用です。組合員以外の方は受講できません。

※資格取得には全ての講義を受講後に修了考査（試験）に合格することが必要です。試験は難易度が高くなっております。不合格の場合には改めて再試験を受けることになります。

【お問い合わせ】

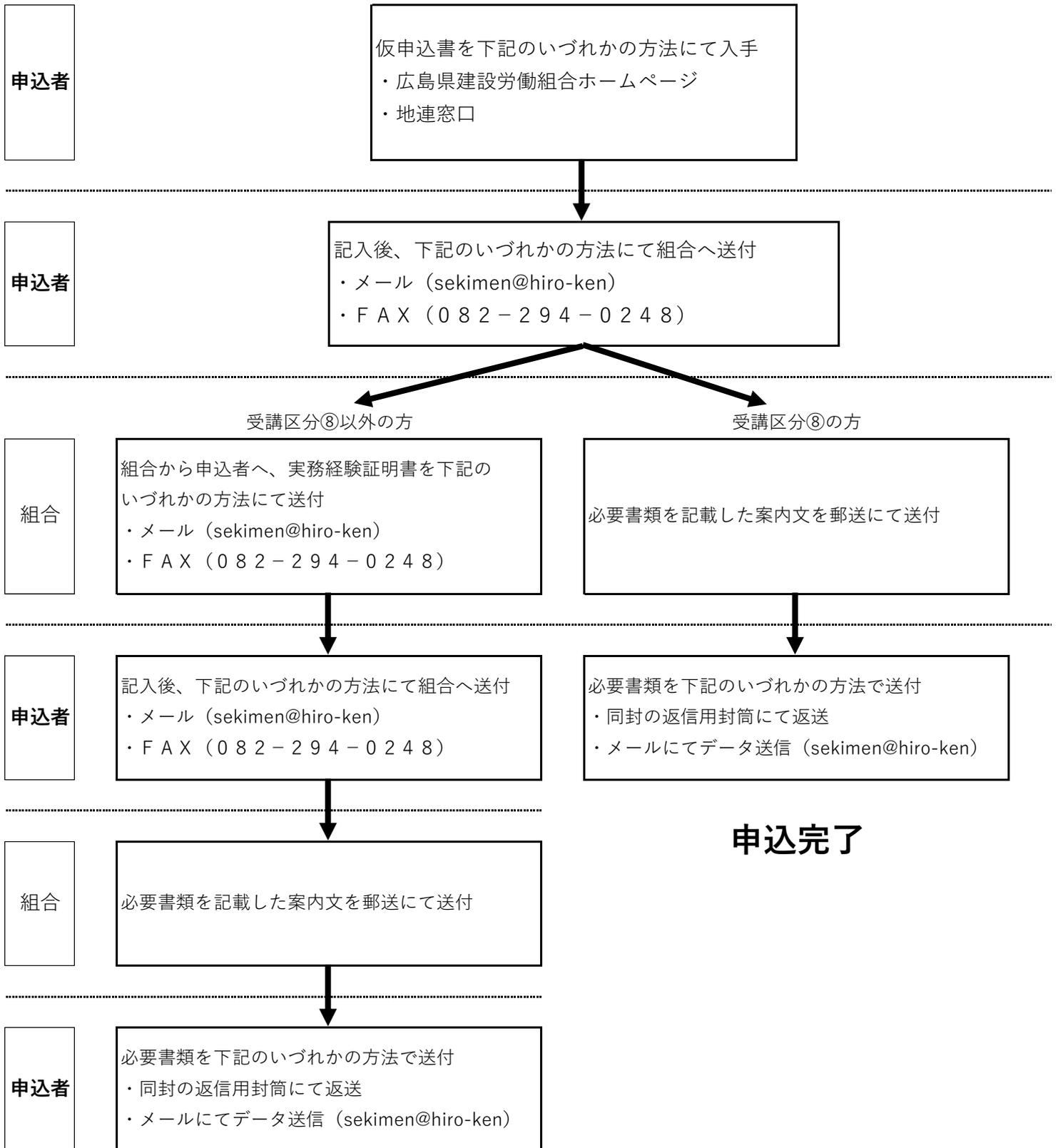
広島県建設労働組合

担当：塚本 電話 082-232-6238 FAX 082-294-0248

【主催・運営】

日本環境衛生センター 石綿調査者講習事務局 講習担当

別添② 建築物石綿含有建材調査者申込チャート



申込完了

申込完了